

令和元年度「農地中間管理機構」広報業務委託提案に係る仕様書

1 委託業務名

「農地中間管理機構」広報業務

2 業務の目的

国の農政改革の柱として位置づけている農地中間管理機構が行う事業や支援策について、大規模農業者や集落営農組織等の担い手や、農業の規模縮小等を検討している農業者等に対し、より一層の制度周知を図っていく必要がある。

このため、上記の対象をターゲットとして、年間を通じて計画的で適時な情報提供を図るため、民間事業者の企画力、伝達力、機動力等を活用した中で、効率的・効果的な広報を行う。

3 業務委託内容

令和元年度「農地中間管理機構」広報業務に係る委託業者選定要項5の委託費上限の範囲には、(1)から(3)の内容が必ず含まれていること。

(1) 広報による周知

県内の大規模農業者や集落営農組織等の担い手や、農業の規模縮小等を検討している農業者等（以下「農業者等」という。）を対象に、各種広報媒体を活用し、制度や支援策等の周知を行う。

ア 新聞等広告

8月および12月は集中広報期間として位置づけ、紙媒体2回以上行う。

※：新聞等広告を行う場合は、内容、時期を発注者と協議を行うこと。

（紙媒体：新聞紙面広告、新聞折り込み広告、チラシ各戸配付など）

イ 日本農業新聞広告、全国農業新聞広告の原稿デザイン作成を行うこと。

（12月に1回 サイズ：全5段）

ウ 動画の作成

You Tube 等動画共有サイトへの掲載、集落説明会等での活用（DVD）を想定した制度周知用動画

・15分動画 1本

・30秒動画 3本

・DVD 1,000枚

※ ドローンによる空撮（農村風景等）及びナレーション・テロップ・BGMの制作を含む

エ パンフレット等作成配布

・パンフレット 10,000部

・チラシ 10,000部

パンフレット等のデザイン・記載内容などについては、事前に発注者と協議を行うこと。（国において制度改正（秋頃の施行）が予定されており、その周知を目的とした内容で作成予定）

※作成したパンフレット類は、兵庫みどり公社本社、県庁、農地管理事務所10箇所、県内市町34箇所、JA14箇所に配布すること。

(2) 大会による周知

集落のリーダー、農業委員会の農地利用最適化推進委員、市町の担当者等、農地中

間管理事業の地域の推進役を対象に、地域の合意形成の効果的な手法や事例の周知など、地域での取組を加速するため、推進大会等（基調講演、事例発表またはパネルディスカッション）の形態によるイベントの企画・広報・運営を行う。

ア 大会企画（案）

（ア）時 期 令和元年11月（予定）

（イ）場 所 県中央部で交通の便が良く駐車スペースが広い公共施設ホール

（ウ）参加者想定 800人～1,000人

（エ）企画案

① あいさつ

② 基調講演

③ 事例発表

④ パネルディスカッション

※開催時期、開催場所、プログラム内容は、事前に発注者と協議を行うこと。

また、事例発表者の旅費、報償は発注者負担、それ以外の経費は受注者負担

イ ポスター、チラシ等の作成

（ア）ポスター 部 数 500部

（イ）チラシ 部 数 10,000部

（ウ）当日のプログラム 部 数 1,000部

（エ）講演資料 部 数 1,000部

ポスター等のデザイン・記載内容などについては、事前に発注者と協議を行うこと。

※作成したパンフレット類は、兵庫みどり公社本社、県庁、農地管理事務所10箇所、県内市町34箇所、JA14箇所に配布すること。

ウ 受付・進行・会場設営・撤去

（3）マンガによるPR資料の作成

事業を知らない層をターゲットとしたマンガによるPR資料の作成

1000部印刷のほか、公社ホームページへの掲載及び農業会議等公的機関の情報誌へのデータ提供を想定。

（4）自主企画による提案

受注者が有する企画力、広報力等の広報や周知に係るノウハウや知見を活用した企画により、農業者等に農地中間管理機構の行う事業や支援策等の効果的な広報を行う。

4 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

5 業務執行体制

正副2人を担当者とする。

上記担当者は、事業内容等や進捗状況について、公益社団法人兵庫みどり公社（以下、「公社」という。）担当者と密に協議を行うこと。

6 成果品

次の成果品を公社に提出すること。

（1）業務完了報告書

完了した全体事業の概要

(2) 周知資材

作成・配布等行う都度提出を行うこと。

7 その他

(1) 成果品の著作権は公社に帰属する。

(2) PR資材の作成等については、公社と受注者が協議して変更する場合があります。

(3) 本仕様書に定めがない事項であっても、軽微な内容で公社が緊急を要する等、必要として受注者と協議を行った場合には、受注者は、契約金額の範囲内で実施すること。

(4) 公社は、業務の実施にあたり、受注者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。

(5) 受注者は、個人情報保護法を順守し、個人情報が増えることはないようにすること。

(6) 受注者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記の無い事項については、公社と協議の上解決する。